

令和 7 年度実施状況（暫定値）

※実施状況は 8 月末に確定予定であるが、本日の議題を議論いただく上で必要となる
令和 7 年度の状況について、暫定値(令和 8 年 6 月時点)として整理

令 和 8 年 7 月

農 林 水 産 省

1. 協定数・協定面積

- 第6期対策の初年度となる令和7年度は、21,658協定（うち集落協定21,065協定）が活動を実施。
- 前年度と比べると協定数は2,788協定、協定面積は43,022haの減少。
- 第6期への移行時(R6→R7)の減少面積は、第5期への移行時(R1→R2)の減少面積(31,304ha)よりも拡大している。
- 集落協定を廃止した理由として、「高齢化の進展・担い手不足等で5年間続ける自信がない」が85%と最も高い。

令和7年度における実施状況

(単位：協定、ha)

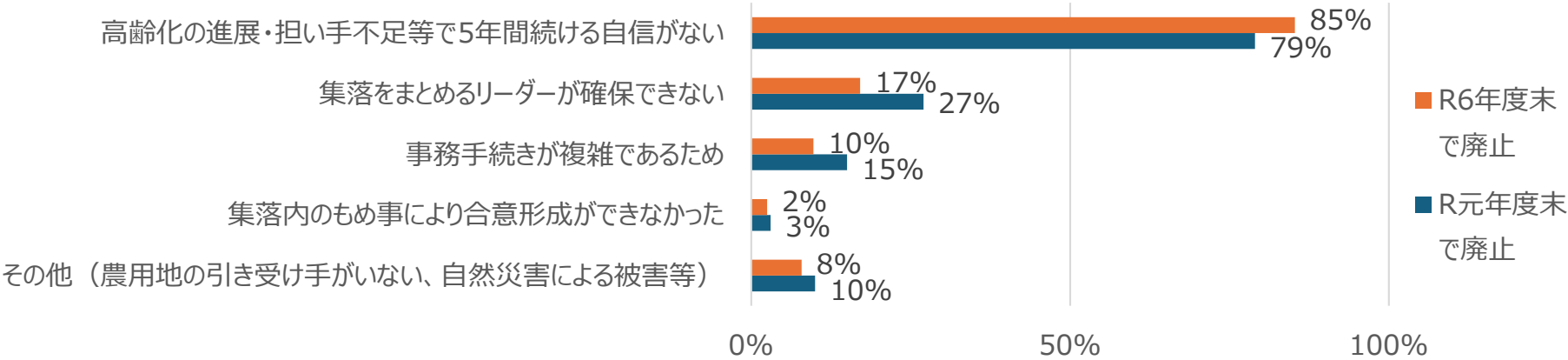
	R6年度	R7年度	減少数・面積
協定数	24,446	21,658	▲ 2,788
協定面積	660,956	617,934	▲ 43,022

協定面積における地目別の減少面積

(単位：ha)

地目	R6年度	R7年度	減少面積
田	308,971	284,322	▲ 24,649
畑	56,957	50,959	▲ 5,998
草地	281,627	269,749	▲ 11,878
採草放牧地	13,401	12,905	▲ 496
合計	660,956	617,934	▲ 43,022

集落協定を廃止した理由（複数回答可）



2. 小規模協定のネットワーク化に向けた取組状況①

- 集落協定の構成員は高齢化が進展し、集落の共同活動の体制が脆弱化。また、第4期終了時（令和元年度末）に廃止した協定の9割は10ha未満の小規模集落協定。
 このため、**第6期対策では**、これまで推進してきた集落協定の統合に加え、集落協定間での共通課題から活動の連携を行うネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画の促進に当たり、**ネットワーク化活動計画の作成を推進（令和11年度までにネットワーク化活動計画を作成することにより体制整備単価の対象となる）**。
- 現在、**小規模集落協定の55%がネットワーク化に取り組んでいるところであり、21%は既に計画作成済み**となったところ。ネットワーク化活動計画を作成しないとしている小規模協定が45%あることから、**引き続き、ネットワーク化の取組を推進する必要**。

	10ha未満の 集落協定数 (割合)	10ha以上の 集落協定数 (割合)	計 (割合)
ネットワーク化活動計画を作成中又は作成済み	6,716 (55%)	7,488 (84%)	14,204 (67%)
ネットワーク化活動計画を作成中	4,178 (34%)	4,581 (51%)	8,759 (42%)
ネットワーク化活動計画を作成済み	2,538 (21%)	2,907 (33%)	5,445 (26%)
ネットワーク化活動計画を作成せず	5,411 (45%)	1,450 (16%)	6,861 (33%)
計	12,127 (100%)	8,938 (100%)	21,065 (100%)

【ネットワーク化活動計画】

- 集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間での①ネットワーク化（活動の連携）や②統合、③多様な組織等（企業、土地改良区等）の参画に向けた計画。3つの取組の中から1つ以上取り組む計画を令和11年度までに作成する必要。
- ネットワーク化した協定の活動例として、事務の一元化、草刈り等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化、農作業の共同化など。

（参考）

第5期対策において体制整備単価（集落戦略の作成）に取り組んだ小規模集落協定の割合は、令和2年度（初年度）では70%（9,799協定/13,988協定）、令和6年度（最終年度）では71%（10,043協定/14,156協定）。

2. 小規模協定のネットワーク化に向けた取組状況②

- ネットワーク化活動計画では、3つの取組（①ネットワーク化、②統合、③多様な組織等の参画）の中から1つ以上取り組む計画を作成する必要。
- 小規模集落協定における3つの取組の選択状況について、**令和7年度は取組の初年度であることから検討中が5割と最も多く、次いで③多様な組織等の参画が3割**となっている。

	10ha未満の 集落協定数	割合	10ha以上の 集落協定数	割合	計	割合
ネットワーク化活動計画を作成中又は作成済み	6,716	(100%)	7,488	(100%)	14,204	(100%)
①ネットワーク化	1,153	(17%)	1,041	(14%)	2,194	(15%)
②統合	99	(1%)	1,474	(20%)	1,573	(11%)
③多様な組織等の参画	2,108	(31%)	1,368	(18%)	3,476	(24%)
検討中	3,387	(50%)	3,650	(49%)	7,037	(50%)

注：1 集落協定が複数の項目に取り組む場合があるため、内訳と合計が一致しない。

【ネットワーク化活動計画】

- 集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間での①ネットワーク化（活動の連携）や②統合、③多様な組織等（企業、土地改良区等）の参画に向けた計画。3つの取組の中から1つ以上取り組む計画を令和11年度までに作成する必要。
- ネットワーク化した協定の活動例として、事務の一元化、草刈り等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化、農作業の共同化など。

3. 集落協定における加算措置の取組状況

- 令和7年度（第6期対策）から、農業生産活動が継続的に行われる体制づくりやスマート農業の導入を後押しするため、新たに**ネットワーク化加算及びスマート農業加算を新設**。
- 前期から措置を継続している棚田地域振興活動加算及び超急傾斜農地保全加算は、協定数全体の減少等に伴い活用協定数が減少したものの、**一つ以上の加算措置に取り組む協定数は約4,400（集落協定全体の21%）となり、前年度より約650協定増加**。
- **最も多く取り組まれている加算はスマート農業加算で、活用協定数は約2,600（集落協定全体の12%）**。
- **ネットワーク化加算については、前期の集落協定広域化加算よりも600協定以上増加**。

令和7年度(第6期対策)

(単位：協定、ha)

	一つ以上の加算に取り組む協定数	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算		ネットワーク化加算		スマート農業加算		集落機能強化加算の経過措置	
		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	4,414	315	5,976	1,655	12,972	856	29,443	2,585	79,795	256	7,850

令和6年度(第5期対策)

(単位：協定、ha)

	一つ以上の加算に取り組む協定数	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算		集落協定広域化加算		生産性向上加算		集落機能強化加算	
		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	3,759	374	7,250	1,805	14,774	230	10,963	1,604	45,226	544	24,336

注：（ ）は集落協定数全体に占める割合 4